

◎国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件
 新旧対照条文

○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生労働省告示第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院（以下「学院」という。）において行う同令第六百九十五条に規定する技術者の養成及び訓練は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第二条～第十八条（略）</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百六十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院（以下「学院」という。）において行う同規則第七百四条に規定する技術者の養成及び訓練は、法令その他特別の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。</p> <p>第二条～第十八条（略）</p>

◎厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第8の1の注4の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の注4の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六（略）</p>

◎障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を変更する件

新旧対照条文

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値を設定し、計画的な整備を行う。</p> <p>1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障 立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p> <p>別表第三</p>	<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値を設定し、計画的な整備を行う。</p> <p>1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障 立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p> <p>別表第三</p>

別表第四 (略)	二〇四 (略) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包 括支援	一 居宅等包括支援、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
別表第四 (略)	二〇四 (略) 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包 括支援	一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

◎障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1・11（並） 別表 指定旧法施設支援単位数表 第1 旧身体障害者更生施設支援 1（略） 2 入院・外泊時加算</p> <p>入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第10の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第17の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として所定単位数に</p>	<p>1・11（並） 別表 指定旧法施設支援単位数表 第1 旧身体障害者更生施設支援 1（略） 2 入院・外泊時加算</p> <p>入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として所定単位数に</p>

代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。はただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ・ロ（略）

2の2～10（略）

11 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第18項第2号に規定する支給決定障害者等という。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令附則第11条第2項により読み替えて適用する同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者という。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあつた月に属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合）にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。）である入所者（指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者

代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。はただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ・ロ（略）

2の2～10（略）

11 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等という。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令附則第11条第2項により読み替えて適用する同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者という。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあつた月に属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合）にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。）である入所者（指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者

<p>を除く。) に対して、当該旧指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間</p> <p>ゝ 1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>12 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>	<p>を除く。) に対して、当該旧指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間</p> <p>ゝ 1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>12 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p>
---	---

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第17までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>	<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第3まで及び第5から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第4により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ（略） 注1～10（略）</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ（略） 注1～10（略）</p>

11 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12～14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第10の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イヘウ (略)

注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通

11 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12～14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イヘウ (略)

注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通

年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。) 時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。) が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。) 又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。) を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6・7 (略)

8 夜間又は早朝に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度訪問介護等を行つ

年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及び第3において同じ。) 時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。) が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。) 又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。) を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6・7 (略)

8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。) 又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。) に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定

た場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50(に相当する単位数を所定単位数に)加算する。

9～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第10の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)
)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

(1) 所要時間30分未満の場合	254単位
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	402単位
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	584単位
(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	667単位
(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	750単位
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	833単位
(7) 所要時間3時間以上の場合	916単位(に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数)

ロ 身体介護を伴わない場合

単位数の100分の25(に相当する単位数を所定単位数に)加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)(に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50(に相当する単位数を所定単位数に)加算する。

9～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)
)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 所要時間30分未満の場合 | 105単位 |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 197単位 |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 276単位 |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合 | 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数 |

注1 イにあつては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあつては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3)において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)にあること。

(イ) 区分2以上に該当していること。

(ロ) 認定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げ

る状態のいずれか一つに認定されていること。

a 2-5 「3. できない」

b 2-6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は

「4. 全介助」

c 2-7 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は

「4. 全介助」

d 4-5 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は

「4. 全介助」

e 4-6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」又は

「4. 全介助」

2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同

時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

- 6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する
単位数
- (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する
単位数
- (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する
単位数

- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い

、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなつていない指定同行援護等を緊急に行つた場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2 初回加算

200単位

注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた場合又は当該指定同行援護事業所等の他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行つた場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第4 行動援護

1～3 (略)

第5 療養介護

1～3 (略)

第6 生活介護

第3 行動援護

1～3 (略)

第4 療養介護

1～3 (略)

第5 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第12か

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第11か

ら第16までにおいて同じ。)及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第20条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 第11の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受け
る者((2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。
)のうち、区分4(50歳以上の者)にあつては、区分3)
以上に該当するもの

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

2～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第18項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合)にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条

ら第15までにおいて同じ。)及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第20条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受け
る者((2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。
)のうち、区分4(50歳以上の者)にあつては、区分3)
以上に該当するもの

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

2～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合)にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条

の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第7 児童デイサービス

1～8 (略)

第8 短期入所

1 短期入所サービスマン費用(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。第8において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービスマン基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービスマン基準第114条に規定する指定

の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなつている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第6 児童デイサービス

1～8 (略)

第7 短期入所

1 短期入所サービスマン費用(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。別表第7において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービスマン基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービスマン基準第114条に規定

短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第13の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第16の1の注1に規定する就労継続支援B型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 ロ(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロ(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 (略)

する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する就労継続支援B型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 ロ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 (略)

8 ハ(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハ(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10・11 (略)

12 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童サービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13・14 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

注 指定短期入所事業所において、第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期

8 ハ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10・11 (略)

12 ニ(2)については、第5の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童サービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13・14 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期

入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(D)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(D)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等

入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(D)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(D)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等

を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

6～8 (略)

第9 重度障害者等包括支援
(略)

第10 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費（1日につき）

イ～ホ (略)

- 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう、以下同じ。）（第17の1の注1において「身体障害者等」という。）に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号の規定により置くべき世話人（以下第10において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所

を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

6～8 (略)

第8 重度障害者等包括支援
(略)

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費（1日につき）

イ～ホ (略)

- 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者をいう。）又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう、以下同じ。）（第16の1の注1において「身体障害者等」という。）に対して、指定共同生活介護（指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号の規定により置くべき世話人（以下この第9において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事

をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3～7 (略)

8 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下第10において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及びび一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95

(4) (略)

9 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第138条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下第10において「生活支援員等」という。)(注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3～7 (略)

8 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及びび一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95

(4) (略)

9 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第138条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下この第9において「生活支援員等」という。)(注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下第10の2において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下の場合

(1)～(3) (略)

ロ～リ (略)

注 (略)

3 重度障害者支援加算

注 第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

5 自立生活支援加算

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第17の2において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この第9の2において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下の場合

(1)～(3) (略)

ロ～リ (略)

注 (略)

3 重度障害者支援加算

注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

5 自立生活支援加算

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)
6～9 (略)

第11 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ～ニ (略)

注1 (略)

(1) (略)

(2) 第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第13の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）又は第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者）にあつては、区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

2 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

(1)・(2) (略)
6～9 (略)

第10 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ～ニ (略)

注1 (略)

(1) (略)

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者）にあつては、区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

2 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 ロ(1)については、第6の2のイに規定する人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロ(2)については、第6の2のロに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は

注1・2 (略)

3 ロ(1)については、第5の2のイに規定する人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロ(2)については、第5の2のロに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第5の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は

附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

7 (略)

4・5 (略)

6 土日等日中支援加算

注 (略)

(1) 土曜日、日曜日等であつて、指定生活介護等、指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第16の1の注1に規定する就労継続支援B型等 ((2)において「日中活動サービス」という。)に係るサービスクラスが算定されない日

附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第5の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

7 (略)

4・5 (略)

6 土日等日中支援加算

注 (略)

(1) 土曜日、日曜日等であつて、指定生活介護等、指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第15の1の注1に規定する就労継続支援B型等 ((2)において「日中活動サービス」という。)に係るサービスクラスが算定されない日

(2) (略)

7 入院・外泊時加算

(1)～(3) (略)

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に
対して居室における外泊（指定共同生活介護及び第17の1の注
1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外
泊を含む。以下この7及び8において同じ。）を認めた場合に
1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては入
院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度と
して、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)か
ら(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とす
る。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は
、算定しない。

8～16 (略)

第12 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービスマン（1日につき）

イ～ハ (略)

注1～3 (略)

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービスマン費の算定に当たつて
、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する
場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)
から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算
定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たつて、指定
障害福祉サービスマン基準第162条若しくは第223条第1項に
おいて準用する指定障害福祉サービスマン基準第58条又は指

(2) (略)

7 入院・外泊時加算

(1)～(3) (略)

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に
対して居室における外泊（指定共同生活介護及び第16の1の注
1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外
泊を含む。以下この7及び8において同じ。）を認めた場合に
1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては入
院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度と
して、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)か
ら(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とす
る。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は
、算定しない。

8～16 (略)

第11 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービスマン（1日につき）

イ～ハ (略)

注1～3 (略)

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービスマン費の算定に当たつて
、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する
場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)
から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算
定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たつて、指定
障害福祉サービスマン基準第162条若しくは第223条第1項に
おいて準用する指定障害福祉サービスマン基準第58条又は指

<p>定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。第12の6の注において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>1の2～6 (略)</p> <p><u>第13</u> 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。<u>第13</u>の7の注2において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>6 (略)</p> <p>1の2～5の5 (略)</p> <p>5の6 帰宅時支援加算</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画</p>	<p>定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。別表第11の6の注において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>1の2～6 (略)</p> <p><u>第12</u> 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。<u>別表第12</u>の7の注2において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>6 (略)</p> <p>1の2～5の5 (略)</p> <p>5の6 帰宅時支援加算</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画</p>
---	---

に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び第17の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～7（略）

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第14の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第14の1の注1に規定する指定就労移行支援を併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第14の1の注3に規定する指定移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日までに指定を受けた事業所（第14の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供していた場合に、1日につき所定単位数を算定する。

第14 就労移行支援

1～6（略）

7 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を

に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～7（略）

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援を併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第13の1の注3に規定する指定移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日までに指定を受けた事業所（第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供していた場合に、1日につき所定単位数を算定する。

第13 就労移行支援

1～6（略）

7 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を

<p>行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合には、<u>平成24年3月31日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>8～13 (略)</p> <p><u>第15・第16</u> (略)</p> <p><u>第17</u> 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下<u>第17</u>において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>1の2～7 (略)</p>	<p>行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合には、<u>平成21年3月31日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>8～13 (略)</p> <p><u>第14・第15</u> (略)</p> <p><u>第16</u> 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下<u>この第16</u>において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>1の2～7 (略)</p>
---	---

◎補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第二十項</u>に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>1 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五条第十九項</u>に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第9の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分</p>	<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからトまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからトまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分</p>

に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ (略)

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1)・(2) (略)

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く）。

。 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1)・(2) (略)

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第16の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1

に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ (略)

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1)・(2) (略)

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く）。

。 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1)・(2) (略)

(3) 介護給付費等単位数表の第5の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1

の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第5の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（五）（略）

(4) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（三）（略）

(四) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費のロの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。） 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a～d（略）

（五）（略）

ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の（1）から（4）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（4）までに掲げる単位数

の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第5の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（五）（略）

(4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数

（一）～（三）（略）

(四) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費のロの経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（五）に掲げる者を除く。） 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a～d（略）

（五）（略）

ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の（1）から（4）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（1）から（4）までに掲げる単位数

(1)・(2) (略)

(3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費（以下「児童デイサービス費」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の

(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から

(六)までに掲げる単位数

(一)～(六) (略)

(4) (略)

ホ (略)

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第17の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(ロ)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ

(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) (略)

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 二、七〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態に

(1)・(2) (略)

(3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第6の1の児童デイサービス費（以下「児童デイサービス費」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の

(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から

(六)までに掲げる単位数

(一)～(六) (略)

(4) (略)

ホ (略)

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(ロ)を算定されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び

(2)に掲げる単位数

(1) (略)

(2) 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態に

<p>あるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 (一)～(三) (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>リ 同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者)のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(一) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外のもの 九、八九〇単位</p> <p>(2) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)</p> <p>二、七〇〇単位</p> <p>三・四 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>あるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数 (一)～(三) (略)</p> <p>チ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
--	---

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>

◎指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に行い、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三又は別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>五 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき</p>	<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき</p>

、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第五に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六・七 (略)

八 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

九〇十一 (略)

十二 平成二十三年九月三十日において、現に同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成二十三年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三〇十八 (略)

第二条 (略)

別表第一・第二 (略)

別表第三 (第四号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義	視覚障害者(児)福祉サービス	一	
業務	同行援護の制度と従業者の	二	

、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五・六 (略)

七〇九 (略)

十〇十五 (略)

第二条 (略)

別表第一・第二 (略)

演習	障害・疾病の理解①	二	
	障害者(児)の心理①	一	
	情報支援と情報提供	二	
	代筆・代読の基礎知識	二	
	同行援護の基礎知識	二	
	基本技能	四	
	応用技能	四	
合計		二〇	

別表第四(第四号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義	障害・疾病の理解②	一	
	障害者(児)の心理②	一	
演習	場面別基本技能	三	
	場面別応用技能	三	
	交通機関の利用	四	
合計		一二	

別表第五(第五号関係) (略)

(注)
この表に定める研修の課程は、別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第三(第四号関係)

(略)

◎厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援（以下「指定相談支援」という。）並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援（以下「指定相談支援」という。）並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障</p>

する指定障害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分		特別区	サービス種類	割合	
	特別区	旧知的障害者通勤寮支援	就労継続支援	千分の千四十八	
			旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設に おいて行う場合）	自立訓練	千分の千七十
				就労移行支援	千分の千七十一
			居宅介護 重度訪問介護	同行援護	千分の千七十二
				行動援護	
			児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援	生活介護	千分の千七十三
				旧身体障害者更生施設支援	
			旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設に おいて行う場合）	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設に おいて行う場合）	千分の千七十五
				旧身体障害者授産施設支援	
			施設入所支援	千分の千七十九	
旧身体障害者療護施設支援	千分の千八十				

害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分		特別区	サービス種類	割合	
	特別区	旧知的障害者通勤寮支援	就労継続支援	千分の千四十八	
			旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者入所授産施設に おいて行う場合）	自立訓練	千分の千七十
				就労移行支援	千分の千七十一
			居宅介護 重度訪問介護	同行援護	千分の千七十二
				行動援護	
			児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 相談支援	生活介護	千分の千七十三
				旧身体障害者更生施設支援	
			旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設に おいて行う場合）	旧身体障害者授産施設支援（旧指定特定身体障害者通所授産施設に おいて行う場合）	千分の千七十五
				旧身体障害者授産施設支援	
			施設入所支援	千分の千七十九	
旧身体障害者療護施設支援	千分の千八十				

甲地	定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千六十六
	施設入所支援	千分の千六十六
	旧身体障害者療護施設支援	千分の千六十七
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	
	旧知的障害者授産施設支援	千分の千七十二
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	
	共同生活援助	千分の千八十一
	共同生活介護	千分の千八十一
	旧知的障害者通勤寮支援	千分の千二十四
	就労継続支援	千分の千三十四
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)		
自立訓練	千分の千三十五	
就労移行支援		
居宅介護	千分の千三十六	
重度訪問介護		
同行援護		
行動援護		
生活介護		
児童デイサービス		
短期入所		

甲地	定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千六十六
	施設入所支援	千分の千六十六
	旧身体障害者療護施設支援	千分の千六十七
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	
	旧知的障害者授産施設支援	千分の千七十二
	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	
	共同生活援助	千分の千八十一
	共同生活介護	千分の千八十一
	旧知的障害者通勤寮支援	千分の千二十四
	就労継続支援	千分の千三十四
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)		
自立訓練	千分の千三十五	
就労移行支援		
居宅介護	千分の千三十六	
重度訪問介護		
行動援護		
生活介護		
児童デイサービス		
短期入所		

丙地						
	児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 相談支援	旧身体障害者更生施設支援	旧身体障害者授産施設支援（旧指 定特定身体障害者通所授産施設に おいて行う場合）	施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指 定知的障害者入所更生施設におい て行う場合）	旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者更生施設支援（旧指 定知的障害者通所更生施設におい て行う場合）
		千分の千十九		千分の千二十		千分の千二十二
						千分の千二十三
						千分の千二十四
	居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 生活介護 児童デイサービス					千分の千

丙地						
	児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 自立訓練 就労移行支援 相談支援	旧身体障害者更生施設支援	旧身体障害者授産施設支援（旧指 定特定身体障害者通所授産施設に おいて行う場合）	施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援（旧指 定知的障害者入所更生施設におい て行う場合）	旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者更生施設支援（旧指 定知的障害者通所更生施設におい て行う場合）
		千分の千十九		千分の千二十		千分の千二十二
						千分の千二十三
						千分の千二十四
	居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 生活介護 児童デイサービス					千分の千

二
(略)

短期入所
重度障害者等包括支援
共同生活介護
施設入所支援
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
共同生活援助
相談支援
旧身体障害者更生施設支援
旧身体障害者療護施設支援
旧身体障害者授産施設支援
旧知的障害者更生施設支援
旧知的障害者授産施設支援
旧知的障害者通勤寮支援

二
(略)

短期入所
重度障害者等包括支援
共同生活介護
施設入所支援
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
共同生活援助
相談支援
旧身体障害者更生施設支援
旧身体障害者療護施設支援
旧身体障害者授産施設支援
旧知的障害者更生施設支援
旧知的障害者授産施設支援
旧知的障害者通勤寮支援

◎厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定居宅介護事業所の<u>全ての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）</u>に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定居宅介護事業所の<u>全ての居宅介護従業者</u>に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した<u>全ての居宅介護従</u></p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定居宅介護事業所の<u>すべての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）</u>に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定居宅介護事業所の<u>すべての居宅介護従業者</u>に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した<u>すべての居宅介護</u></p>

業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

- (7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) ・(9) (略)
ロ・ハ (略)

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

- (7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) ・(9) (略)
ロ・ハ (略)

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) (略)
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (9)・(10) (略)

三 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の
ロ・ハ (略)

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) (略)
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用したすべての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 当該指定重度訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (9)・(10) (略)

ロ・ハ (略)

(1)の厚生労働大臣が定める基準

別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者(登録型の同行援護従業者(あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居室を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受

- けること。
- (3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- (5) 当該同行援護事業者の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。）の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。
- (7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年

以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

五 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6-3-1イ、6-4-1イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄か

三 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6-3-1イ、6-4-1イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2

ら2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

六 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者（あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) (略)

- (3) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) (略)

- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) (略)

- (7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了し

点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

四 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者（あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) (略)

- (3) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) (略)

- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用したすべての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) (略)

- (7) 当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修

ている場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8)・(9) (略)

ロ・ハ (略)

七| 介護給付費等単位数表第9の重度障害者包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

八| 介護給付費等単位数表第14の13の注、第15の11の注及び第16の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ) 施設外就労利用者の数を六で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表の第16の1のイの就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8)・(9) (略)

ロ・ハ (略)

五| 介護給付費等単位数表第8の重度障害者包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

六| 介護給付費等単位数表第13の13の注、第14の11の注及び第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第13の1のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ) 施設外就労利用者の数を六で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労継続支援A型サービス費(Ⅰ) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第14の1のロの就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(5) 介護給付費等単位数表の第16の1の口の就労継続支援B型
サービス費(Ⅱ) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

別表第一

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害 視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害 視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来した場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害 盲人安全つえ（又は盲使単独歩行）	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合照明が不十分な場所等を想定する。	人的支援なしに、視覚情報により可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。
注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含むこと。

別表第二 (略)

(5) 介護給付費等単位数表の第15の1の口の就労継続支援B型
サービス費(Ⅱ) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

別表 (略)

◎食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件
 新旧対照条文

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。） 、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第一百五十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第六十二条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指定障</p>	<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。） 、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第一百五十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第六十二条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指定障</p>

害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ（略）

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ（略）

二（略）

害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ（略）

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。

ハ（略）

二（略）

◎厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5及び同表の第4の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2及び同表第3の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一～三（略）</p>

◎指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第9の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p>

◎厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号、第二号（居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号。第九号において「訪問介護員基準」という。）別表第四（以下「基準別表第四」という。）に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級居宅介護従業者」という。）を除く。） 第六号（基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のもとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級相当研修課程修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級相当研修課程修了者」という。</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号、第二号（同告示第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号。第九号において「訪問介護員基準」という。）別表第四（以下「基準別表第四」という。）に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級居宅介護従業者」という。）を除く。） 第五号（基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のもとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級相当研修課程修了者」という。</p>

了者」という。)を除く。)若しくは第十号(三級相当研修課程修了者を除く。)に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項各号に定める者(以下「都道府県知事等」という。)から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。)以外の者

二 居宅介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)

(、第六号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第十号(三級相当研修課程修了者に限る。))若しくは第十五号に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

三 居宅介護サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)

(、第六号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第十号(三級相当研修課程修了者に限る。))若しくは第十五号から第十八号までに掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

四 居宅介護サービス費の注5の(2)及び注6の(2)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号、第七号又は第十一号に掲げる者であつて、身体障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)

(、第三号、第六号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第七号、第十号(三級相当研修課程修了者に限る。))、第十一号若しくは第十五号に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

。を除く。)若しくは第八号(三級相当研修課程修了者を除く。)に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項各号に定める者(以下「都道府県知事等」という。)から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。)以外の者

二 居宅介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)

(、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。))、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。))若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

三 居宅介護サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)

(、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。))、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。))若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

四 居宅介護サービス費の注5の(2)及び注6の(2)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号、第六号又は第九号に掲げる者であつて、身体障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)

(、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。))、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。))、第九号若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
（第三号、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第七号、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十一号若しくは第十五号から第十八号までに掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注4の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号（居宅介護従業者基準別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号に掲げる者

九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ 居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第三に規定する課程を修了した者に限る。）、第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
（第三号、第五号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第六号、第八号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第九号若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注4の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号（同告示別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、十六号（居宅介護従業基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第三に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ 居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、第十六号（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程

を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

ハ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

十 同行援護サービス費の注3ただし書及び注4ただし書の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当するもの

イ 平成二十六年九月三十日までの間に居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げ

る者に該当することとなるもの

ロ 居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費（以下「行動援護サービス費」という。）の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第五号、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第九号、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十三号若しくは第十五号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの以上又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

十二 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第一条第五号、第九号又は第十三号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

九 介護給付費等単位数表の第3の1の行動援護サービス費（以下「行動援護サービス費」という。）の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第四号、第五号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第七号、第八号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号若しくは第十二号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの以上又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

十 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第一条第四号、第七号又は第十号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第7の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第8の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第5の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p>

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第11の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七 介護給付費等単位数表第12の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八 介護給付費等単位数表第13の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一 介護給付費等単位数表第16の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第9の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の

員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二 介護給付費等単位数表第17の1の共同生活援助サービス費の注

8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注

8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

◎厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数（生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八</p>	<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1のイの療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数（生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八</p>

年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のロの療養介護サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のハの療養介護サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第5の1のニの療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの療養介護サービス費(Ⅴ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第4の1の注2に規定する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第4の1のロの療養介護サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第4の1のハの療養介護サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第4の1のニの療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第4の1のホの療養介護サービス費(Ⅴ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第6の1の注1の①)又は②のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算(II)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第6の2のハの人員配置体制加算(III)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1のロの①の医療型短期入所サービ
ス費(I)又は同ハの①の医療型特定短期入所サービ
ス費(I)を算定する指定短期入所事業所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第5の2のイの人員配置体制加算(I)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第5の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注1の①)又は②のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の2のロの人員配置体制加算(II)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の2のハの人員配置体制加算(III)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第7の1のロの①の医療型短期入所サー
ビス費(I)又は同ハの①の医療型特定短期入所サー
ビス費(I)を算定する指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1)～(3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第8の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1)・(2) (略)

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第10の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第11の2の夜勤職員配置体制加算を算定

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1)～(3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1)・(2) (略)

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第9の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の2の夜勤職員配置体制加算を算定

すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第11の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の（1）から（3）までのいずれかに該当すること。

（1）前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第11の1の注1に掲げる（2）又は（3）のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

（2）・（3）（略）

ロ 介護給付費等単位数表第11の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

（1）介護給付費等単位数表第11の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

（2）・（5）（略）

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第13の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

（1）・（2）（略）

すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の（1）から（3）までのいずれかに該当すること。

（1）前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第10の1の注1に掲げる（2）又は（3）のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

（2）・（3）（略）

ロ 介護給付費等単位数表第10の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

（1）介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

（2）・（5）（略）

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

（1）・（2）（略）

ロ 介護給付費等単位数表第13の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1)・(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第13の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき場合の施設基準

(一) 用定員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設（介護給付費等単位数表第13の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。

(イ)・(ロ) (略)

(二)・(三) (略)

(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1)・(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第12の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算(1)を算定すべき場合の施設基準

(一) 用定員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設（介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。

(イ)・(ロ) (略)

(二)・(三) (略)

(2) (略)

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第14の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ (略)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援A型サービス費(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第16の1のイの就労継続支援B型サービス費(I) (ロにおいて「就労継続支援B型サービス費(I)」という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第16の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第16の14の目標工賃達成指導員配置加算

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ (略)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援A型サービス費(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援B型サービス費(I) (ロにおいて「就労継続支援B型サービス費(I)」という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の14の目標工賃達成指導員配置加算

を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(I)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第16の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第17の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) ・ (4) (略)

を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(I)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第15の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第16の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) ・ (4) (略)

◎厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十条に規定する旧施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十条に規定する旧施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援</p>

法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第二号に規定する支給決定障害者等）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第十七条第一項第二号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円（特定支給決定障害者にあつては、十六万円）未満である者並びに同令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

ハ（略）

二 介護給付費等単位数表第9の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定され

法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十七条第二号に規定する支給決定障害者等）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第十七条第一項第二号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円（特定支給決定障害者にあつては、十六万円）未満である者並びに同令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

ハ（略）

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定され

一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては二十八で除して得た単位数とする。

一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては二十八で除して得た単位数とする。

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2に定める者</p> <p>三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の注2に定める者</p> <p>三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者</p>

<p>介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)又は(4)に定める者</p> <p>四 指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第11の1の注1(3)に定める者</p>	<p>介護給付費等単位数表第5の1の注1の(3)又は(4)に定める者</p> <p>四 指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第10の1の注1(3)に定める者</p>
--	--

◎厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同(4)及び第11の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第10の8の注、第11の11の注2、第13の5の9の注及び第17の6の注の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ず</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第4の1の注2の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>二 介護給付費等単位数表第5の1の注1(3)、同(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>三 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者 （略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百六十五條に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ず</p>

る視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

る視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

◎児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一〇二二（監） 別表 障害児施設給付費単位数表 第1 知的障害児施設支援 1 （略） 2 入院・外泊時加算（1日につき）	一〇二二（監） 別表 障害児施設給付費単位数表 第1 知的障害児施設支援 1 （略） 2 入院・外泊時加算（1日につき）
指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第10の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第17の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に12日（継続して入院又は外泊している者）を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位	指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に12日（継続して入院又は外泊している者）を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位

<p>数（地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2の2～8（略）</p> <p>第2・第3（略）</p>	<p>数（地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2の2～8（略）</p> <p>第2・第3（略）</p>
--	--

◎障害児に係る厚生労働大臣が定める区分の一部を改正する件
 新旧対照条文

○障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第8の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一～三（略）</p>

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 特定入所等サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とし</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条の三第一項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳である特定障害者 次のイからニまでまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 特定入所サービス（法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下同じ。）のあった月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定障害者であつて、食費等の負担限度額（令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を零以上イ又はロにより算定した額未満とした場合に</p>

た場合には保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 特定入所等サービスのあつた月において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である特定障害者
零

二 (略)

別表第一く別表第三 (略)

は保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 零以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

ニ 特定入所等サービスのあつた月において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である特定障害者

二 (略)

別表第一く別表第三 (略)

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8並びに第4の1の行動援護サービス費の注7、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表サービス利用計画作成費単位数表1のサービス利用計画作成費の注4及び厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10並びに第3の1の行動援護サービス費の注7、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表サービス利用計画作成費単位数表1のサービス利用計画作成費の注4及び厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第11の16の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎じん臓病食、肝臓病食、胃潰瘍かきよう食、貧血食、臍すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第10の16の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎じん臓病食、肝臓病食、胃潰瘍かきよう食、貧血食、臍すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。</p>

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第14の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第13の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p>

◎障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第13の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者</p> <p>三 介護給付費等単位数表第13の8又は第14の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第12の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者</p> <p>三 介護給付費等単位数表第12の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>